

日本基督教団成立時の「生活綱領」について

— その成立経緯 —

落 合 建 仁 *

The process of establishment of “GUIDELINES FOR CHRISTIAN LIVING”
at the time of the foundation of The United Church of Christ in Japan.

1 はじめに

「生活綱領」とは 日本基督教団（以下、基本的に「教団」と略す）は、「生活綱領」という文書を保有している¹。その文書はたとえば、『日本基督教団 教憲教規および諸規則』（2007年4月改訂）の中では、「日本基督教団信仰告白」（1954（昭和29）年制定）、「教憲」（1946（昭和21）年制定、1994年変更）に続く位置に置かれているのを確認することができる。

さて、この現在見ることのできる教団の「生活綱領」は1954年10月28日の第8回教団総会で議決されたものであるが²、教団が「生活綱領」を有す

* 金城学院大学文学部宗教主事、講師

¹ 日本基督教団東京教区編『信徒必携 新改訂版』（日本キリスト教団出版局、2005年、9頁）の「信仰告白・生活綱領解説」によれば、教団信仰告白を告白することによって「日本基督教団に属する教会の信徒となり、一つの幹に連なる枝として信仰生活をいとなむ」が、「信仰生活をいとなむ者には、それぞれ信仰のよい実が期待される」、そして、「その日常生活のあり方や心がけなどを、端的にあらわしたものが「生活綱領」であると説明されている。

² 日本基督教団宣教研究所編纂『日本基督教団史資料集 第3巻』日本基督教団出版局、1998年、177-178頁、および北森嘉蔵「日本基督教団生活綱領」、『日本キリスト教歴史大事典』教文館、1988年、1046頁参照。

ることのルーツは教団の成立時にまで遡ることができる。教団は、1941(昭和16)年6月24日および25日の両日、富士見町教会で開かれた創立総会において「教義ノ大要」のもとに30余派のプロテスタント諸教派教会が合同することによって成立したが、教団が宗教法人として法的に存在するためには、文部大臣による教団規則認可が必要であった。創立総会の時点でも、その審査は長引き、認可は得られていなかったが、11月24日ようやく文部大臣の認可を受けたのが、『日本基督教團教団規則』（鈴木浩二編、日本基督教團出版局、1941年12月27日発行。通称〈1941年版教団規則〉。個人蔵）であった。そして、その第7条に位置するのが教団成立時の「生活綱領」である（内容は現在のものと大幅に異なることに注意³）。

第七条 本教團ノ生活綱領左ノ如シ

- 一 皇國ノ道ニ從ヒテ信仰ニ徹シ各其ノ分ヲ盡シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ
- 二 誠實ニ教義ヲ奉ジ主日ヲ守リ公禮拜ニ與リ聖餐ニ陪シ教會ニ對スル義務ニ服スベシ
- 三 敬虔ノ修行ヲ積ミ家庭ヲ潔メ社會風教ノ改善ニカムベシ

第5条と第7条への批判と疑義 なお、〈1941年版教団規則〉の第5条には、「教義ノ大要」がある。教団は成立時に独自の「信仰告白」を持つことが出来ず、信仰・教義内容については、宗教団体法の求めに応じる形で、教団規則の中により簡易な「教義ノ大要」という文書を含むことになったからである。

さて、この第5条と第7条の存在について、後代、批判がなされたり、

³ 教団成立時の「生活綱領」（1941年）と戦後の「生活綱領」（1954年）の両者の関係であるが、戦後の「生活綱領」制定の経緯を見る限り、教団成立時のそれとの連続性は（思想面も含め）見られないようである（「日本基督教團“生活綱領”座談会〔1〕」、『基督教新報』第2973号、1955年11月5日）。

疑義が抱かれたりしてきた。教団規則第5条「教義ノ大要」の内容そのものはよいとして、その直後に位置する教団規則第7条「生活綱領」に「皇國ノ道ニ從ヒテ信仰ニ徹シ各其ノ分ヲ盡シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ」とあり、同時並立したものであること⁴、そして、かつて第7条「生活綱領」と

⁴ たとえば、その批判や疑義を年代順にあげると、以下のものがある。「教義の大要が第五條として含まれている教団成立時の日本基督教団規則を見ると注目すべき事実がある。元來、この宗教団体法なるものは、ファシズム政府による一元化政策の一手段であったことは明白であるが、それに対応して自らを形成した教団が、その教団規則第七條の一において『皇國の道に從いて信仰に徹し、各々その分をつくして皇運を扶翼し奉るべし』と自己規定していることである。いわば、このようなファシズム体制に自らを組入れることを肯定する立場の表明と、この時の教義の大要はいささかも矛盾することなく存在しえたことは注目に値するのである」(雨宮栄一「信仰告白と戦責告白」、福田正俊・雨宮栄一編『福音を恥とせず 聖書・信仰告白・戦責告白』日本基督教団出版局、1973年所収、161頁)や、「このようにして設立された教団はどういうものであったか。そののべつたえる教義の大要を読むと、聖書、三位一体の神、キリストの贖罪、義認と聖化、教会に関するプロテスタント的教理が簡潔に、要領よくまとめあげられている。しかし、それにつづく信徒の生活綱領には国体の本義の信奉、皇運扶翼、儒教道徳の羅列がある。これらは相互にどのように関連するのだろうか。むしろ実態は教理と倫理、信仰と行為が観念的に分離され、そこにあるものは空洞化されたプロテスタント教理の羅列であり、天皇制イデオロギーの擁護でしかない。教団はそのような宗教団体として設立されたのである」(土肥昭夫『日本プロテスタント教会の成立と展開』日本基督教団出版局、1975年〔10月〕、244頁)、『教義の大要』は、実は日本基督教団規則第七條にある『皇國の道に從いて信仰に徹し、各々その分をつくして皇運を扶翼し奉るべし』という思想と矛盾対立せず調和平行し、むしろそれに服従するという性格のものとして存在していた。……皇國の道との調和において把えた『教義の大要』は、対立において把えた人々を排除したのであって、教団当局の『教義の大要』はすでに一つの立場をもっていた」(戸田伊助「絶対と相対——日本キリスト教団共同体形成の模索」、『福音と世界』1975年11月所収、7頁)、「川端 教団発足の際の、『教義の大要』と『生活綱領』との関連がまるで切り離されているのです。つまり『教義の大要』ではまことにオーソドックスなキリスト教の教理が要約されている。しかし『生活綱領』のほうはそれとは全く無関係に天皇を賛美し、お国のためにという箇条が列記されている。つまり信仰と倫理が切り離されてしまっている」(川端純四郎、吉田満徳、鶴沼裕子「鼎談『日本基督教団史資料集』(全4巻をめぐって)」、『本のひろば』1998年12月所収、8頁)、「教団規則第五條『教義ノ大要』は、第七條『生活綱領』の『皇國ノ道ニ從ヒテ信仰ニ徹シ各其ノ分ヲ盡シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ』と併存していた」(日本基督教団奥羽教区北西地区教師会「〔資料〕日本基督教団信仰告白の評価と問題点」、『福音と世界』2002年10月所収、49頁)、「日本基督教団規則の第五條が『教義の大要』であり、第七條『生活綱領』第一項には「皇國ノ道ニ從ヒテ信仰ニ徹シ、各々ソノ分ヲ盡シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ」とあり、『教義の大要』はこの枠内で許されるものとして位置づけられたと思われる」(徳永五郎「日本における信仰告白の位置づけ(プロテスタント)」、WCC信仰職制委員会編、日本聖書神学校歴史神学ゼミ訳『エキュメニカルな信仰告白に向けて 今日のためのニカイア信条解説』日本聖書神学校、2007年所収、296-297頁)等々、枚挙に暇が無い。

並立したことのある「教義ノ大要」が、戦後の教団にも無反省に継承されているという理由に対する批判と疑義である⁵。

第5条「教義ノ大要」については別稿に譲り⁶、本稿では、如上のような内容の「生活綱領」がなぜ〈1941年版教団規則〉の中に、それも第5条と並立するようになったのか、その理由を、富田満氏資料⁷をはじめとした第一次史料等を通して明らかにしたい。

2 「生活綱領」の成立経緯

2.1 「生活綱領」制定の契機

第1回準備委員会 1940（昭和15）年10月17日に開催された「皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会」で、「吾等は全キリスト教会合同の完成を期す」との宣言がなされ⁸、以後教会合同は急速に具体化していく。教団

⁵ これの批判としては、次のようなものがある。「……このような性格を持った『教義の大要』が何ら反省されることなく戦後の教団の教憲第三条になり、更にそれが教団の『信仰告白』へと生かされ続けてきたという事実は何を示すのであろうか」（兩宮栄一『日本キリスト教団教会論』新教出版社、1981年、117頁）、「ここには、ふたつの課題が暗示されているように思われる。一つは内容原理において、日本基督教団信仰告白制定が、合同当時の『教義の大要』との深い批判的対決の中からその徹底的な反省に立たないまま、言わば徹底したキリスト論的懺悔と告白に立っていないことを暗示している」（磯部理一郎『わたくしたちの「信条集」』ナザレ企画、1994年、295頁）。

⁶ 拙論「『教義の大要』条項の成立経緯」、東京神学大学神学会『神学』第70号、2008年を参照。

⁷ 東京神学大学図書館蔵、マイクロフィッシュ図版の掲載許可済。

⁸ 「吾等は全キリスト教会合同の完成を期す」とは、大会当日午後の部で額賀鹿之助によって朗読された「この記念大会のクライマックスともいべき教会合同への決意表明」（都田恒太郎『日本キリスト教合同史稿』教文館、1967年、168頁）である。「宣言」の一部であるが、「宣言文は十月十七日の朝、本教会に対しても又本会委員に対しても何等諮らるゝ事なくして『合同の達成を期す』と変更の上式場に於て朗読せられた。斯かる重大なる問題が正規の手続きを経ずして遂行せられし事は理解に苦しむ所である」（『日本福音ルーテル教会第二十二回総会記録』1941（昭和16）年5月1-3日、77頁。日本基督教団宣教研究所所蔵の、日本ルーテル神学大

の創立までに、教会合同準備委員会（以下、「準備委員会」）が合計9回開催された他、各小委員会等が多数開催されていく。第1回準備委員会は1940年10月18日に開かれ、ここで信条、機構、財政、教職の四つの委員会が設けられた。この中の「信条小委員会」が以後、「生活綱領」制定に関わってくることになる。

第2回準備委員会 1940（昭和15）年10月30-31日に開催された第2回準備委員会では、信条、機構、教職の三つについて「懇談」がなされた。懇談の内容は議事録からは分からないが、『ルーテル総会記録』によれば、「ブロック制主張者は唯少数の小教派のみにて大勢は完全なる合同の即時断行を主張した。日基側は信仰に於ける一致の必要と会議制度を高調、我教会は信条の教会にして之を無視して合同参加の不可能なること、及第廿一回総会の決議に基く我教会の態度を述べブロック制合同を主張す」（83頁）と記録されている。また、「大多数は使徒信条を採用したい希望⁹」であったという。

この懇談の後に、各小委員会が開かれた。そこにおいて、委員長、書記、会計の役職が決定した¹⁰。役職も定まった信条小委員の顔ぶれは以下の通りである¹¹。

〈長〉佐波亘（日基）、〈書記〉三浦冢（ルーテル）、〈会計〉篠原金蔵

学ルーテル諸派資料室所蔵のもののコピーを利用。以下、『ルーテル総会記録』と述べられているところは、興味深い。森東吾が、「この宣言文の起草にあたって甲論乙駁、開会寸前まで分裂の危機を孕みながら、最終的に決定されたという」と述べることに、関連があるのかもしれない（森東吾「文部省側からみた日本キリスト教団成立の事情」、日本基督教協議会宗教研究所『出合いキリスト教と諸宗教』第9巻第1号、1986年12月所収、9頁）。

⁹ 「第二回教会合同準備委員会」、『基督教世界』第2953号、1940（昭和15）年11月7日。

¹⁰ 信条小委員会他の、機構、財務、教職各小委員会委員の氏名については、『基督教年鑑』1941（昭和16）年版、45-46頁等を参照。

¹¹ 都田恒太郎、前掲書、187-188頁。

(日本福音), 熊野義孝(日基), 浅野順一(日基), 釘宮辰夫(メソ), 今井三郎(メソ), 今泉真幸(組合), 平賀徳造(組合), 熊野清樹(バプ), 安部豊造(日本聖教), 小林寿(日本伝道), 諫山修身(ナザレン), 由木康(同盟。12月1日から委員に加わる¹²⁾)

第3回準備委員会 1940(昭和15)年11月13-14日に開催された第3回準備委員会では、機構問題について懇談がなされた。より具体的には、教団として、完全合同の一本建でいくか、ブロック制の二本建でいくかが、この段階において未だ決めかねていたのである。信条問題も、もちろん、この機構問題に影響を受けるのは必至であった。ここではまず、斯様な状況下における各教派代表の信条に対する態度を見ていきたい。本準備委員会について詳細に報じている史料は、『基督教新聞¹³⁾』と『ルーテル総会記

¹²⁾ 当初、同盟代表は白戸八郎だったが、途中、由木康が代わって出席することになった。この、いわゆる「白戸八郎問題」については、都田恒太郎、前掲書、194頁参照。なお、由木康の「自伝的随筆」が集められてできた書物『出会いから出会いへ—ある牧師の自画像—』(教文館、1976年)は、このことについて、「ある事情で白戸は谷口茂寿に代わった」(105頁)とだけ記す。

¹³⁾ 「〔教団の信条問題は〕各方面から異常な注意を以て観られてゐたが、信条委員会に於ける各派代表委員の歩み寄りは予想外に強調あることは注意を惹いた、即ち信条問題に対しては全委員会の空気も、又信条委員会の意向も使徒信条で進もうといふことが大部分の如くである、たゞ委員会に於ける各派の主張としてはルーテル教会は使徒信経と共にニカヤ信経と信仰告白を、またメソヂスト側は使徒信経と生活信条を、日本基督教会は使徒信経に、教会、贖罪観、聖書観といふ様なものを説明した解説書的なものを附加される事を希望したが、而かも以上の各派の間には使徒信経を中心とするといふ 共通的な且つ協調的な歩みが観られたが、比較的至難と想はれた派に協調的な気運が見られたに反し、組合側の一委員から『組合には組合教会全体の中に一定した信条といふものはない』と論ずるものがあり、これに対して論議が交はされたが、結局第二日の委員会には組合側も各派の協調的態度を理解し、使徒信条を中心として進むといふところに歸一した。尚信条委員会では今後の研究と協議の進捗を図るため佐波委員長以下浅野順一、今井三郎、平賀徳造〔、〕三浦冢の五氏が起草委員に挙げられ、信条に対する基礎的な案文を作成することとなり、更に十五日午前九時より青山学院内ハリス館に小委員会を続行することとなり、」(「使徒信条中心に各派の意向纏る 信条委員会極めて順調に進捗」、『基督教新聞』第1310号、1940(昭和15)年11月16日)。

録』の二つがあるが、各教派の態度がより整理されて記されている後者を以下に掲げる。

信条に対する各派の態度として表明せられた処を要約すれば（一）連盟合同委員会の作成せられたる信条は、基督の受肉、復活等現はされ居らざるを以て絶対に反対、使徒信経を基本としてプロテスタントの信仰を表明する一文を添へ聖書の基準性、救の恩寵性教会の自立性を明確にすること、ニケヤ信経は積極的には排斥せず、但し神学的色彩濃厚なるを以て寧ろ原始的なる使徒信経を採用し度し。（二）使徒信経に生活信条を附加し度し、内容は皇国への忠誠、礼拝の厳守、聖礼典たる聖餐及洗礼の遵守、信仰の証言と愛の奉仕、公役の励行、禁酒禁煙等（三）『使徒信経に基き』とし連盟委員会作成の信条を採用し度し、使徒信経より、処女降誕は非科学的なる故削除希望、復活は差し支へなし、ニケヤ信条挿入には絶対反対。（四）大体前条と同意見（五）最小限のものとして使徒信経及ニケヤ信経を主張、プロテスタントとキヤソリックとを対立せしめんとする態度には反対。（六）クリーダルチャルトとして最も多くの信条を有する教派であり、其信仰に於ても多くの特異性を有する。さり乍う其固有の信仰的特色を他に強ゆることは我等の意志にあらず、さればプロック制を採用して我等にオグスブルグ信仰告白を基準とする信仰の維持継続を認容せらるるに於ては、教団の信条としては使徒信経及ニケヤ信経を採用し、之に聖書、恩寵、教会、礼典に対する観念を表明する一文を添へたし。（七）使徒信経にても、連盟案にてもよし等々¹⁴。

それぞれがどこの教派の態度であるかは書かれていないが、これは報告者（三浦冢）のある種のユーモアであろう。たとえば、（一）は日基であ

¹⁴ 『ルーテル総会記録』84-85頁。

ろう。連盟案に反対というのは熊野義孝の証言からも明らかである¹⁵。(二)は、「禁酒禁煙」という言葉から思い当たるように、また「皇国への忠誠」というのも、たとえば『日本メソヂスト教会条例』(1935(昭和10)年10月制定、1936(昭和11)年2月印行)の第16条に「政府に対する義務の事我等は聖書の教ふる所により、凡そ有る所の権は皆神の立て給ふ所なるを信じ、日本帝国に君臨し給ふ万世一系の天皇を奉戴し、国憲を重じ国法に遵ふ」(25頁)とあったことを連想させることから、そして何よりも別の史料が「メソヂスト側は使徒信経と生活信条を……希望した¹⁶」と証言しているように、メソヂストで間違いないであろう。(三)は、「処女降誕は非科学的なる故削除希望」などは、「殊に処女降誕の如き、新らしく生れんとする教団の信条としては適當ではあるまい。むしろ信条を作成するとすれば、時代に則応したものを作成すべしと組合教会は提案したのであつた¹⁷」と述べている人がいる通り組合であろう。続く(五)は番外委員として参加していた聖公会(但し聖公会は第6回準備委員会以降、参加をとりやめる)、(六)は「クリーダルチャルトとして最も多くの信条を有する教派……オグスブルグ信仰告白を基準とする……」などはいかにもルーテルと、説明を要しないだろう。

いずれにせよ、この準備委員会の内容が本稿との関連で重要なことは、信条問題との関わりにおいて、日本メソヂスト教会の代表が「使徒信経に生活信条を附加」することを望んだという点である。教団成立時に「生活

¹⁵ 「……〔連盟の合同案〕については、私は意識して、それは絶対に参照すべきではないし、また軽々に取り上げるべきではないと主張しました。もちろん、私一人ではありませんが」(雨宮栄一、堀光男、熊野義孝「日本キリスト教団の成立2—その契機と経過と問題と—」、『福音と世界』1971年7月所収、76頁)という発言がある。

¹⁶ 「使徒信条中心に各派の意向纏る 信条委員会極めて順調に進捗」、『基督教新聞』第1310号、1940(昭和15)年11月16日。

¹⁷ 三井久「合同教団の成立と組合教会の使命」、『基督教世界』第2989号、1941(昭和16)年7月24日。

綱領」が含まれるに至った背景に、このようなメソヂスト教会の存在は大きいものがあると言えよう。

2. 2 生活規定起草委員会の開催

第6回準備委員会 1941（昭和16）年2月12-14日に開催された第6回準備委員会では、教団規則要綱と、前準備委員会（第5回）では中間報告に終わった信条小委員会による信仰告白の草案に関する審議がなされた。この準備委員会で、信条小委員会から提出された「信仰告白」案が、いわゆる〈幻の教団信仰告白¹⁸⁾〉である。しかし、二箇所の字句について教派間で対立が生じた。ここでその内容について触れる紙幅は無いが、結論として、日基とルーテルの両教派が「信仰告白」の採択を保留するという事態に至った。しかしそうした中、準備委員会は「教会論の箇条を除き、日本基督教会の一八九〇年信仰告白に全面的に依拠¹⁹⁾」した形である「信仰告白」を採択したのであった²⁰⁾。それは、「ルーテルと日基側の意見の多分に加味せられたる信仰告白を二派を除外し他の全員起立を持って採決せられた²¹⁾」皮肉な出来事でもあった。

さて、この準備委員会には続いて重要なことが決議されている。それ

¹⁸⁾ 『ルーテル総会記録』90-91頁。この部分については、日本基督教団宣教研究所編纂『日本基督教団史資料集 第1巻』（日本基督教団出版局、1997年。以下『資料集 第1巻』）298-299頁でも見ることができる。

¹⁹⁾ 五十嵐喜和「教団成立の経緯を考える 第一編「日本基督教団への過程」をめぐって」、『福音と世界』1999年7月所収、12頁。

²⁰⁾ この採択の経緯について、今村好太郎（日基）の2月14日付の日記が次のように記している。「〔14日〕午後の会議で信条問題は最後の段階に達着、四時半より半時間、我ら側委員だけ退場して協議する。決裂を主張するもの、断然之に不賛成を主張するもの、保留の上議事続行を主張するもの、内部で意見三分する。遂に信条の一項を保留して議事を続ける事となる。夜の七時、遂に日本キリストとルーテルを除いて他は信条（修正案）を可決する」（今村正夫「資料 日本基督教会と教会合同問題——牧師の日記より」、『日本基督教協議会宗教研究所『出会い キリスト教と諸宗教』第7巻第2号、1982年1月所収）。

²¹⁾ 『ルーテル総会記録』90頁。

は、「信仰告白」の採択後に、「之を教団規則第五条となすことは認可事項となるを以て、且又使徒信経本文を現はすことにつき強き反対²²⁾」があり、「遂に第五条のためには之より要約したるものを新に起草することゝなり、『教会及信徒規定』も亦改めて起草する事に決し議長指名による二つの委員が挙げられ²³⁾」たことである。つまり、「信仰告白」とは別に、準備委員会が、第5条「教義ノ大要」と、信徒の「生活規定」を新たに起草することになったということである。そうして、議長指名によって、教義ノ大要起草委員会と、生活規定起草委員会が設けられたのであった。

第六回準備委員会の決議の結果、二月二十日教義の大要及生活綱領起草の為、二の委員挙げらる。即ち左の如し

〔ママ〕
教会の大要起草委員

²²⁾ 「信仰告白採択の後、之を教団規則第五条となすことは認可事項となるを以て、且又使徒信経本文を現はすことにつき強き反対あり」（『ルーテル総会記録』91頁）とのことであるが、具体的にどこの教派が反対をしたかは分からない。たとえば、教派ごとに教団認可を目指していた時の、各教派の「教義ノ大要」を見ると、日基はその本文に使徒信条があったことを考えると（〈富田満氏資料C-6及び7〉）、日基ではないのかもしれない。しかし、日基は自派が保留する中採択された「信仰告白」に不満があったから、それが「教義ノ大要」にまで使われることを嫌ったのかもしれない。あるいは、「教団規則」の中に一つの「信仰告白」が組み入れられ、よって、一つの信条によって拘束されることを嫌った組合であろうか。いずれにしても、断定しがたい。ただ、別の側面から見た場合、このような判断が為されたことは、結論としては適当なものであったと思われる。なぜならば、「1941年6月の日本基督教団成立から、教憲制定までの5年4ヶ月は教団史における教憲なき時代であり、自立的教会法なき時代である」（山口隆康「日本基督教団の法制に関する研究（2）」、東京神学大学総合研究所『紀要』第6号、2003年所収、35頁）と言われるように、宗教団体法のもとで制定される教団規則とは、自立的な教会法ではないからであり、もしも、その国家の宗教法の中に「信仰告白」を組み込むようなことがあれば、教会法と世俗法との混同が起るからである（よって、1941年版『日本基督教団教団規則』と、第4回教団総会〔1946年10月16日〕以降の教憲・教規を含んだ『日本基督教団諸規則』とは、名称こそ似ているが、その本質を全く異にするものであることは注意が必要）。

²³⁾ 『ルーテル総会記録』90-91頁。

(長) 野口末彦 村岸清彦 郷司慥爾 今井三郎 藤岡潔 平賀徳造
篠原金蔵 三浦冢 車田秋次 谷口茂寿 友井楨
生活規定起草委員

(長) 金井為一郎 真鍋頼一 松山常次郎 広野捨二郎 安部豊造²⁴

さて、本準備委員会で挙げられた、「教義ノ大要起草委員会」と「生活規定起草委員会」の両委員会は、単独あるいは合同で委員会を開くこととなった。第7回準備委員会までの開催日時は以下の通り²⁵。

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 合同委員会 | 2月21日(金) | 於 日本基督教連盟 |
| 合同委員会 | 2月22日(土) | 於 日本基督教連盟 |
| 教義ノ大要委員会 | 2月23日(日) | 於 日本基督教連盟 |
| 合同委員会 | 2月24日(月) | 於 日本基督教連盟 |

理由は後で述べるとして、多分にこの段階で、「教義ノ大要(案)」と一緒に印刷された「教会及信徒生活ノ規定(案)」〈富田満氏資料A-33〉【図1】は出来ていたものと思われる。その文言は以下の通りで、特に第2項「本教團ハ萬世一系ノ天皇ヲ奉戴スル」は、前述した『日本メソヂスト教会条例』の第16条「日本帝国に君臨し給ふ万世一系の天皇を奉戴し」からの影響を受けていると見てほぼ間違いないと思われる。また、第1項と第2項が並立していることも興味深い。

²⁴ 『日本基督教団創立経過報告』(教会合同準備委員会, 1941(昭和16)年6月。〈富田満氏資料A-1〉)。以下、『創立経過報告』18-19頁。教義ノ大要起草委員の人数は、『創立経過報告』によれば11人であるが、『連盟時報』第204号, 1941(昭和16)年3月15日によれば、友井楨を除く10人である。各委員の所属教派については以下の通り。教義ノ大要起草委員…野口末彦(組合), 村岸清彦(日基), 郷司慥爾(日基), 今井三郎(メソ), 藤岡潔(メソ), 平賀徳造(組合), 篠原金蔵(福音), 三浦冢(ルーテル), 車田秋次(聖教), 谷口茂寿(独立), 友井楨(バプ), 生活規定起草委員…金井為一郎(日基), 真鍋頼一(メソ), 松山常次郎(組合), 広野捨二郎(福音), 安部豊造(聖教)

²⁵ 『創立経過報告』19頁。

教會及信徒生活ノ規定（案）

一 本教團ハ我國ニ於ケル獨立自治ノ教會ナリ

本教團ニ屬スル各個教會ハ誠實ニ教團ノ信仰告白ヲ奉ジ之ニ基キテ信徒ノ訓育ニ任ズ

二 本教團ハ萬世一系ノ天皇ヲ奉戴スル萬邦無比ナル國體ノ精華ヲ發揮センコトヲ努ム

三 本教團ニ屬スル信徒ハ聖日ヲ守リ公同ノ禮拜ニ與リ敬虔ノ修行ヲ積ミ教會員タルノ義務ニ服シ愛ノ業ニ勵ミ純潔ナル生活ヲ營ミ以テ社會風教ノ改善ニ努ム

第7回準備委員会 1941（昭和16）年2月25-26日に開催された第7回準備委員会では、当初、「教義ノ大要」などを決めて、教団規則要綱を完成させる予定であった²⁶。しかし、驚くべきことに、本委員会において「信仰告白」が宙に浮くことになるのである²⁷。そうして、教団に信仰告白があることを前提としない「教義ノ大要」が、急遽準備される必要がでてきた。先程、〈富田満氏資料A-33〉【図1】が、第7回準備委員会開催時より前の段階に出来ていたと述べたが、そう判断できる理由は、その内容が、信仰告白があることを前提とした内容だからである²⁸。

「教義ノ大要」については引き続き、新しいものを準備するために協議が重ねられる。3月15日までは、新しい「教義ノ大要」は、「信徒ノ生

²⁶ 「教団規則に掲ぐべき教義の大要の案文を特別委員に附託したものであるので、更に来る廿五、廿六兩日〔第7回〕総委員会を開き最後の決定を見る事となつた次第である」（『基督教世界』第2967号、1941（昭和16）年2月20日）。また、当初は第6回で終わらせようと皆が考えていた事も触れられている。第2969号、3月6日の記事からもそのことはわかる（同旨は『ルーテル総会記録』92頁にもあり）。

²⁷ 事の経緯については、『資料集 第1巻』301-301頁を参照。

²⁸ その他、「教義ノ大要」の冒頭の文言が、「聖書ニ啓示セラレ」から、その後「聖書ニ於テ啓示セラレ」、「イエス・キリストニ由リテ啓示セラレ聖書ニ於テ証セラルル」と段階的に発展していく様子からも、〈富田満氏資料A-33〉がより古い段階のものであることが分かる。

活綱領」と一緒に突き合わされたであろうことが、二つが一緒に記された「16. 3. 15」の日付の判がある〈富田満氏資料A-32〉から分かる。ここに現れ出た「生活綱領」は、〈富田満氏資料A-33〉【図1】の手書き修正にあわせて、第2項が第1項へと移動したものとなっている。

第8回準備委員会 1941（昭和16）年2月25-26日に開催された第8回準備委員会は、「特別機構委員の提出したる教団規則修正案，教義の大要起草委員の提出したる『教義の大要』及生活規定起草委員の提出したる『信徒の生活綱領』を採択²⁹」した。まず，教団規則要綱についてであるが，第7回準備委員会が挙げた機構特別委員会は，計5回の会合によって教団規則要綱に修正を加え，これを条文化した案を提出したのであった。この場で可決された内容については，「記録では規則要綱の条文が記されていないので，文意の把握が困難である³⁰」と言われるが，〈富田満氏資料C-11〉の『教団規則要綱（目下条文及字句ノ整理中ニ付御諒承ヲ乞フ）』（日付不明）がそれであると思われる³¹。また，議事録は次のように報告している³²。

- (二) 教義ノ大要委員ノ報告 野口委員長ノ同委員会ノ『教義ノ大要』及『信徒ノ生活綱領』ノ文案決定ニ至リタル経過ノ報告アリ，質疑アリタル後採決ニ移リ
 - (イ) 『教義ノ大要』案中『三一ノ神』ハ『三位一体ノ神』ト修正ノ上可決
 - (ロ) 『信徒ノ生活綱領』ハ創立総会ノ宣言トスルコトトシテ可決

²⁹ 『創立経過報告』13頁。

³⁰ 土肥昭夫「解題」，『資料集 第1巻』304頁。

³¹ 今泉眞幸「合同問題の一段落と次のステップ」（『基督教世界』第2974号，1941（昭和16）年4月10日）における記述で，ブロック制に関して述べた第11条や第511条の文章と，全く同一のものが〈富田満氏資料C-11〉に記されているからである。

³² 『資料集 第1巻』307頁。

ここに記された「『信徒ノ生活綱領』」は、可決された全文が『ルーテル総会記録』の96頁に載っている。しかし、ここで注目したいことは、「『信徒ノ生活綱領』」が、創立総会の宣言に使われることとして可決されており³³、規則の中に入れようとする意図は全く見られないことである。事実、本準備委員会で提示された『教団規則要綱（目下条文及字句ノ整理中ニ付御諒承ヲ乞フ）』〈富田満氏資料C-11〉には、「生活綱領」は条文の中に含まれていない。

3 「生活綱領」の修正

3.1 文部省との折衝

折衝前の教団規則案 さて、第8回準備委員会で可決された「生活綱領」であるが、その後も、認可に向けて教団規則は修正が続けられる。『教団規則要綱（目下条文及字句ノ整理中ニ付御諒承ヲ乞フ）』〈富田満氏資料C-11〉の次の段階のものとして、昭和16年4月24日印刷の『日本基督教團教団規則草案』〈富田満氏資料C-13〉【図2】がある。これは、文部省に提出するために印刷したものと考えられ³⁴、つまり、これは文部省から修正を受けるより前の段階の、教団の自己姿勢が典型的に現れた教団規則の状態とすることが出来る。ここには当然、「生活綱領」は含まれていない。いずれにせよ、注目すべきは、この『日本基督教團教団規則草案』（昭和

³³ 「創立総会ノ宣言トスルコトトシテ可決」（「第八回教会合同準備委員会記録」、『資料集 第1巻』307頁）、「信徒規定も同様採択、但し之は創立総会の宣言に加ふる事に決定」（『ルーテル総会記録』95頁）。

³⁴ 「三書類の整備（一）教団規則案 起草委員会は四月四日より四月十日に至る間、大小四回の委員会を開きて、教団規則要綱の審査を行ひ、全篇に亘りて字句を修正したる上之を印刷に附し、四月二十四日印刷完了して之を文部省に提出することを得たり」（『創立経過報告』26頁）とあり、土肥昭夫も、それと同定している（『資料集 第1巻』310頁）。

16年4月24日印刷)〈富田満氏資料C-13〉【図2】が以後、文部省によってどう修正されるか、である。

文部省との折衝の経過については、「四月二四日(昭和一六)に『教団規則草案』を文部省に提出し、その後五月一日に富田、真鍋正副委員長を友井書記との三名が文部省を訪問して、さきに提出した『教団規則草案』について説明を行なった。つづいて、その後友井書記と三浦起草委員長とが、しばしば文部省を訪問し、種々説明懇談を重ねた³⁵⁾」とのことである。

第9回準備委員会 創立総会前日の1941(昭和16)年6月23日に開催されたのが、第9回準備委員会である。公式記録は無いが、都田恒太郎が報じている。この準備委員会では、文部省との折衝によって生じた教団規則の変更点の報告がなされた。この時、席上で配布された資料が「教団規則修正」〈富田満氏資料C-2〉【図3】であろう(資料の最後のところに「(昭和十六年六月廿三日第九回教会合同準備委員会)」とある)³⁶⁾。

第五條ノ二 本教団ノ信徒ノ生活綱領左ノ如シ

- 一 信徒ハ国体ノ本義ニ徹シテ信仰ヲ磨キ各職域ニ奉公シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ
- 一 信徒ハ皇国ノ道ニ從ヒテ教義ヲ奉ジ聖日ヲ守リ公同ノ礼拝ニ与リ聖餐ニ陪シ会員タルノ義務ニ服スベシ
- 一 信徒ハ敬虔ノ修業ヲ積ミ純潔ナル生活ヲ営ミ愛ノ業ニ励ミ身ヲ修メ家ヲ齊ヘ社会風教ノ改善ニ努ムベシ (以上挿入)

³⁵⁾ 都田恒太郎、前掲書、214頁。

³⁶⁾ この資料の中で修正箇所として報告されているのは第6条までだけであり、「文部省の内審が容易でなかったことが知られる」(土肥昭夫「[解題]」、『資料集 第1巻』305頁)と言われるが、『創立経過報告』(昭和16年6月)33-37頁の「『教団規則草案』修正」では418条まで修正が加えられたものが掲載されており、全体にわたって修正の指摘は行われたのであろう。

文部省との折衝によって「生活綱領」は教団規則の中へ さて、文部省による修正前である『日本基督教団教團規則草案』（昭和16年4月24日印刷）〈富田満氏資料C-13〉【図2】と、今示した「教団規則修正」（1941年6月23日配布）〈富田満氏資料C-2〉【図3】とが最も異なるのは、「第五条ノ二」が新たに加えられた点であろう。この文言自体は、すでに第8回準備委員会で採択されたものと主旨は同一ではある³⁷。しかしこれまで我々が見てきたように、これは第5条の中などに含まれるものではなかったし、また含めようとするものではなかった。それが、この文部省との折衝において、第5条の中に挿入されることとなったのである。それは「ノ二」とある所以であり、また「以上挿入³⁸」「以上新ニ挿入³⁹」と記されている通りである。よって、この条項は初めから、創立総会の宣言として用いられる文言としては存在したものの、当初から第5条（すなわち教義ノ大要）と並び立つものとして作られ、置かれたのではなかったということである。

教団創立総会 こうして、まだ、教団規則が認可される前に、6月24日に日本基督教団の創立総会を迎えた。創立総会の議事において、『日本基督教団創立総会記録』（1941（昭和16）年8月30日発行、東京神学大学図書館蔵。以下、『創立総会記録』）によれば、一日目の「四、議事」のなかの「(十) 教団規則草案承認の件」がある。「信条、教義ノ大要及び信徒の生活綱領につき」、信条委員長の三浦冢から、信徒の生活綱領が教団規則中に加える必要が生じた旨等の説明がなされた⁴⁰。なお、『創立総会記録』

³⁷ 主旨は同一であるが、かなり文言の変更が行われている。字句レベルでの詳細な検討は別稿で期したい。

³⁸ 〈富田満氏資料C-2〉【図3】。

³⁹ 『創立経過報告』34頁。

⁴⁰ 「創立委員長富田満氏より教団規則草案起草の経過報告ありたる後同草案起草の準備に当りたる左記委員長より教団規則草案の説明をなす。……信条、教義の大要及び信徒の生活綱領につき 信条委員長 三浦冢（委員長は文部省と折衝の結果教団規則草案の辞句を修正したる事実並に信徒の生活綱領を教団規則中に加ふるの必要を生じたる事情をも併せて説明す。）」（『創立総会記録』2頁）。

からは、創立総会において、当初予定したような、「生活綱領」が宣言として用いられた跡は見られない。

3. 2 教団規則における「生活綱領」の位置の移動

さて、次に我々が見ることが出来る「生活綱領」は、『日本基督教団教団規則草案（昭和十六年九月十九日）』〈富田満氏資料C- 8〉に収められたものである。この規則草案に収められている「生活綱領」は、一つ前の草案と比べて、「第五条ノ二」から第7条に移動している。

他に、最終段階のものとして、『日本基督教団教団規則（決定案）』（1941（昭和16）年11月11日採択）〈富田満氏資料C-12〉がある。表紙に手書きで、「十六年十一月十一日（火）午後七時二十五分常議員会採決」とあり、臨時常議員会（1941年11月11-12日）の記録には「教団規則修正承認の件 議長より議場の意見を求めたるに承認の動議あり、特に満場起立を以て之を可決す。時に午後七時二十分^[ママ]⁴¹」とあるから、ここで採決されたもので間違いのないであろう。そこに記されている「生活綱領」はもちろん、第7条に位置している。そして、11月24日に至ってようやく、我々が通常知っているところの『日本基督教団教団規則』（鈴木浩二編、日本基督教団出版局、1941年12月27日発行）、すなわち〈1941年版教団規則〉が認可されたのであった。

4 おわりに

まとめ 以上、第一次史料をもとに、教団成立時の「生活綱領」の成立経緯を概観してきた。〈1941年版教団規則〉の第7条になぜ「生活綱領」が位置づけられているかの問いに対しては以下のようにまとめることがで

⁴¹ 「臨時常議員会」1941年11月11-12日（日本基督教団宣教研究所編纂『日本基督教団史資料集 第2巻』日本基督教団出版局、1998年、18頁）。

きる。(一) 信条制定の際、日本メソヂスト教会が「使徒信經に生活信条を附加」することを望んだということ、(二) 生活信条を含まない「信仰告白」が採択された後、信徒の「生活規定」を起草することになったこと、(三) 準備された「生活綱領」は『日本メソヂスト教会条例』の影響が見られ、当初教団の創立総会の宣言として使う予定であったこと、(四) その後文部省との折衝で教団規則に組み込むことを要求されたこと、(五) 当初は教義ノ大要と同じ第5条であったものが最終段階で第7条へと変更したこと、である。

つまり、教団としては当初から、教団規則の中に「生活綱領」を「教義ノ大要」と並ぶ形で組み込むつもりはなかったということである。しかし、「生活綱領」を教団の名による創立総会の宣言として用いようとしていたのもまた事実である。

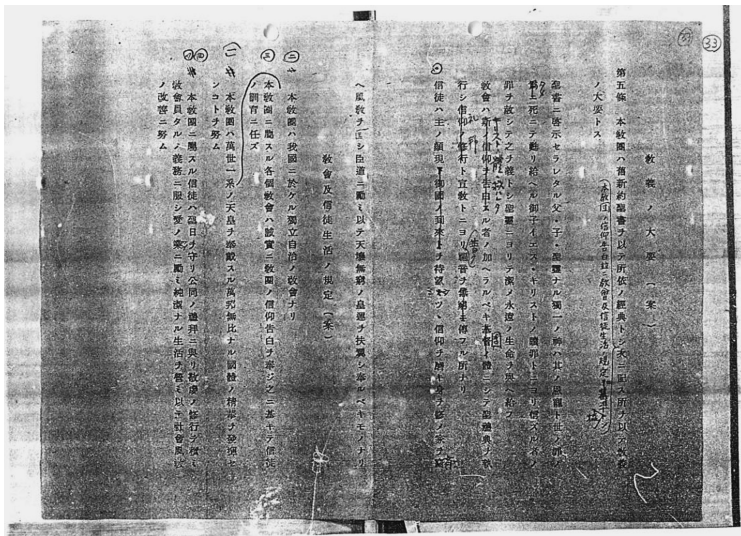
今後の課題 本稿は内容において不十分なところがあり、たとえば次のような課題が残されている。(一) 「生活綱領」が教団規則の中へ組み込まれることとなった理由が判然としないこと⁴²、(二) 今回、「生活綱領」の文言そのものの推移や由来についてはまでは調べきれていないこと⁴³、(三)

⁴² 〈1941年版教団規則〉が認可されるまで文部省との折衝の任にあった藤川卓郎(メソヂスト)によれば、折衝が「困難」であった理由の一つとして「文部省は宗教行政を統一しようといふ立場から、神道、仏教、カトリック教会等の教団規則と画一的にしたい意向が強かった」からであると記している(「教団認可を前にして 藤川卓郎氏談」、『日本メソヂスト時報』第2570号、1941(昭和16)年11月21日)。そのため、他教団規則との画一化の兼ね合いで「生活綱領」が教団規則の中に挿入されたとも考えられたが、日本天主教の教団規則(『日本天主教教団規則』1941年5月3日文部大臣認可、南山大学図書館カトリック文庫蔵)を見ても、教団の「生活綱領」にあたるものは見られなかった。それどころか、教団の「生活綱領」に位置する『日本天主教教団規則』第一章総則中の第五条～第八条は、『公共要理』(編輯兼発行天主教会、1936(昭和11)年、南山大学図書館カトリック文庫蔵)の内容・順番をよく反映させたものとなっている。

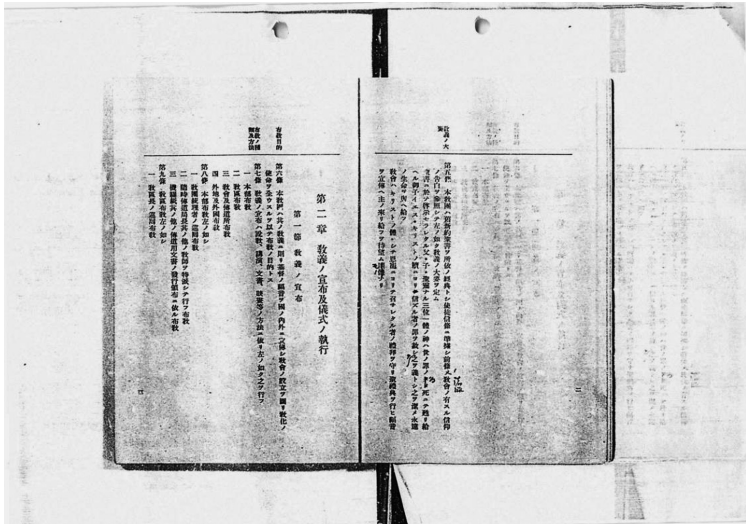
⁴³ よって、字句レベルでの検討作業を経ない時点で、十把一絡げに“「生活綱領」は日本メソヂスト教会の影響によるもの”と結論付けることは避けなければならないであろう。

関連して、『日本メソヂスト教会条例』の宗教箇条、特に第16条の成立由来の詳細な検討の必要性、すなわち英国教会『39箇条』以降、1784年に米国で採択された25箇条から成る『メソヂスト宗教箇条』という流れの連続性と非連続性である。それは、宗教改革的遺産・伝統を日本のキリスト教会がどう受容したかの問題でもある、(四)『日本メソヂスト教会条例』第16条に表された<教会と国家の関係>であるが、それについて他の日本プロテスタント諸教派教会はどのような態度をとりえたか、である。これら諸課題については、「日本基督教団成立時の「生活綱領」について(2)——その思想的系譜(仮)」として別稿を期したい。

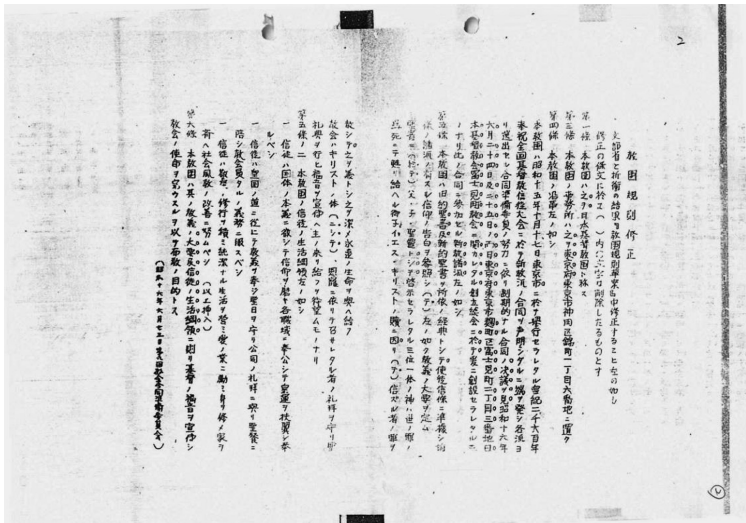
以上



【図1】



【図2】



【図3】